

令和 7 年 度
府 営 住 宅 用 地 活 用 事 業
一 般 競 争 入 札 (第 3 回)
(高倉台センター住宅活用地 高性能 Z E H 供給事業)
実 施 要 領

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

〈申込み受付期間（電子メールのみ）〉

令和 8 年 5 月 11 日（月）午前 10 時 00 分から
5 月 12 日（火）午後 4 時 00 分まで

〈送付先〉

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

〈入札および開札の日時〉

物件番号 1 : 令和 8 年 5 月 19 日（火）午前 10 時 30 分入札開始
入札開始時刻の 30 分前より受付

〈入札および開札の場所〉

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）
50 階 迎賓会議室

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分に把握した上でご参加ください。

大阪府 都市整備部 住宅建築局
住宅経営室 施設保全課

日 程

入札の公告

入札実施要領の公表

令和8年3月18日（水）

○入札実施要領は以下のホームページに掲載します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-3.html>



現地開放

令和8年3月26日（木）

物件番号1：午前10時00分～11時00分

○事業用地の現地を開放します。



質疑応答

＜電子メールで受付＞

令和8年4月3日（金）受付

令和8年4月27日（月）回答

○質疑は以下の電子メールでお申込みください。

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

○回答は以下のホームページに掲載します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-3.html>



入札保証金納付書・領収証書の配布受付

＜郵送で受付＞

令和8年4月15日（水）から

令和8年4月17日（金）まで

○入札保証金の納付に必要な大阪府所定の納付書を郵送により入手してください。

○入札保証金は、この要領で指定された期間に納付してください。



入札参加申込みの受付

＜電子メールで受付＞

令和8年5月11日（月）

令和8年5月12日（火）

○入札参加書、誓約書及び入札参加資格を確認するための書類を以下の電子メールでお申し込みください。

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp



入札及び落札者の決定

令和8年5月19日（火）

※入札開始時刻の30分前より受付開始

物件番号1：午前10時30分入札開始

○あらかじめ金融機関で入札保証金を納付の上、入札に参加してください。

○入札保証金については、入札保証金届出書を必ず提出してください。

○入札締切り後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

○入札開始時間になると、入札室を閉鎖しますので、必ずそれまでにお越しください。



土地利用条件への適合確認

令和8年5月29日（金）まで

○落札後、土地利用計画図等を大阪府へ提出してください。基本的な事項について適合していることを確認します。



基本協定及び土地売買契約の締結

令和8年6月12日（金）まで
※基本協定及び土地売買契約の締結日は落札者と調整のうえ決定



所有権の移転登記

- 「高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業に関する基本協定書（案）」に基づく基本協定（以下「基本協定」という。）及び府有財産土地売買契約書（案）に基づく契約（以下「土地売買契約」という。）の締結と**同時に**売買代金を支払ってください（入札保証金は、売買代金に充当できます）。
- 基本協定及び土地売買契約の締結をもって現状有姿で事業用地を引渡します。

- 売買代金の支払いを確認した後、所有権移転登記を行います。

目 次

1	入札への参加及び土地売買契約の締結にあたって	1
2	事業用地一覧	2
3	土地利用条件等	3
3-1	土地利用条件	4
3-2	土地利用条件にあたっての連絡事項	5
4	申込みから土地売買契約の締結まで	7
4-1	入札参加資格	8
4-2	現地開放	9
4-3	質疑応答	9
4-4	入札保証金納付書・領収証書の配布受付	10
4-5	入札保証金の納付	10
4-6	入札参加申込みの受付け	14
4-7	入札及び落札者の決定	15
4-8	土地利用条件への適合確認	17
4-9	基本協定及び土地売買契約の締結に必要な書類の提出及び 個人情報の収集・提供	17
4-10	基本協定の締結	18
4-11	土地売買契約の締結	18
4-12	買戻特約の解除	19
4-13	その他の注意事項	20
5	物件調書	21
6	府有財産売買契約書（案）	43
7	基本協定書（案）	54

8	提出書類の様式・記入例	58
	お問合せ先	巻末

1 入札への参加及び土地売買契約の締結にあたって

この条件付土地売払の入札には、入札参加資格を満たす必要があることに加えて、落札した後、本事業の事業者（以下「本事業者」という。）として事業用地の土地利用条件に適合させた宅地開発、建築物の建築及び販売や運営を行わなければなりません。

そのために、落札者は、土地売買契約の締結に先立ち、土地利用計画図や土地利用に係る届出書など基本的な事項を記した書面を所定の期日内に提出し、大阪府による条件の適合状況の確認を受けることとなります。また、土地売買契約の締結後も、計画に沿った宅地開発及び建築物の建築を行っていることを適時、報告しなければなりません。

本入札の趣旨、内容を十分理解したうえでご参加ください。

2 事業用地一覽

物件番号	事業用地 名 称	事業用地の所在地	地 目	数 量	用途地域等 (建蔽率／容積率) その他地域地区	最低売却 価 格
1	高倉台セ ンター住 宅用地	堺市南区高倉台三 丁2-63	宅 地	1540.19 m ²	近隣商業地域 (80%／300%) 準防火地域	229,500,000 円
		堺市南区高倉台三 丁2-64		1603.49 m ²		
合計				3143.68 m ²		

3 土地利用条件等

3-1 土地利用条件

事業用地の開発にあたっては、国の脱炭素先行地域として採択された「堺エネルギー地産地消プロジェクト」に基づく脱炭素の取組を推進するエリアであることや高倉台近隣センター土地区画整理事業区域内であることに配慮するとともに、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全なども考慮し、下記の土地利用条件を遵守しなければなりません。

(1) 用途等

建築物の用途は、戸建て住宅とし、以下の条件をすべて満たすこと。

ア すべて分譲住宅とすること。

イ 一住戸当たりの敷地面積は、110㎡以上とすること。

ウ 『ZEH』要件を満たした上で、更に高い性能の住宅とすること。（(ア)～(キ)の要件をすべて満たすこと。）

(ア) ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。

(イ) 省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。

(ウ) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。

(エ) 住宅の外皮性能は、次のaを満たすこと。

a U_A 値（外皮平均熱貫流率）が0.50以下であること。

(オ) 次のa、bのうち、一つ以上を選択し導入すること。

a HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

b 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備（以下「V2H充放電設備」という。）を導入すること。

（ただし、電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車の保管場所を、住宅の敷地内に設けること。）

(カ) 次のa、bのうち、一つ以上を選択し導入すること。

a 蓄電池（蓄電容量4.0kWh以上）

b V2H充放電設備

(キ) 太陽光発電設備（容量3.0kW以上）を導入すること。

(2) 工事に関する事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与

えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ 事業用地に近接する小学校、幼稚園等には、工事にあたって、事前に説明を行うこと。また、工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行うこと。工事車両が集中しないよう配慮すること。

(3) その他

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに堺市開発行為等の手続に関する条例及び堺市宅地開発等に関する指導基準ほか、大阪府・堺市の各種条例・指針等を遵守すること。

ウ 上水道に関しては、堺市水道事業給水条例および給水装置工事施行指針に基づき手続きを行うこと。

エ 必要な周辺道路条件の確認は事業者でよく調査をした上で、実現可能なプランを作成すること。

オ 落札者の土地利用計画図、及び土地利用に係る届出書の提出にあつては、事前に関係者と協議したうえで作成したものとすること。

カ 事業用地は、堺市が推進する脱炭素先行地域の取組である「堺エネルギー地産地消プロジェクト」においてゼロエネルギータウン（Z E T）の対象地として位置づけられている。本事業の実施にあたり、関係者がその趣旨を十分に理解し、脱炭素化の先導的な取組を伴う住宅供給を着実にを行うため、落札者は、別紙に示す基本協定書を本府及び堺市との三者により締結すること。

なお、基本協定書において、大阪府域及び堺市域でのZ E H普及促進の効果的な啓発に向け、落札者に対して、省エネルギー効果の検証や、事業用地に整備する戸建て住宅の入居者に対しアンケートを実施することを求める。

キ 落札者は、事業用地全体のイメージ図（事業用地全体を見渡せるもの）を提出すること。当該イメージ図については、大阪府内におけるZ E Hの普及促進に向け、本府ホームページ等への掲載を予定している。

ク 落札者は、建設する戸建て住宅の入居者に対し、自治会加入推進の取組みを行うこと。

ケ 事業用地東側堺市公園敷地から事業用地の中を通過して、事業用地西側道路に抜ける歩行者動線を確保すること。公園敷地内における整備や事業用地西側道路への接続、必要な幅員や構造、位置等については、堺市泉北ニューデザイン推進室及び関係各課と協議すること。

3-2 土地利用にあつての連絡事項

事業用地の開発は、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」に基づく取組として、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を基とした「堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金」の対象事業となります。（当該補助事業の期間は、令和10年度まで。）

なお、「堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金」交付要綱等については、以下の堺市ホームページを参照してください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/datsutansosenkochiiki/index.html>

また、「堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金」を活用して設置した太陽光発電設備については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の認定又はF I P制度の認定を取得することはできません。

4 申込みから土地売買契約の締結まで

4-1 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず参加できます。

また、2者以上が共同で参加することもできます。2者以上で所有権の共有を予定している場合は、必ず共有予定者の連名でお申込みください。詳しくは、4-6の「○共同入札について」P.14を参照してください。

なお、入札への参加は、単独・共同の別を問わず1者1参加とし、重複して参加することはできません。入札参加者は、次の要件をすべて満たす必要があります。落札者決定後、土地売買契約の締結までの間に、入札参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は決定を取り消します。

(1) 次のアからサまでのいずれにも該当しないものであること。(共有予定者を含む。)

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者又は営業の許可を得ても入札、契約行為について制限されている未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産法（昭和22年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する者

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

コ 大阪府と締結した土地売買契約における違約金の完納の日から6か月を経過しない者

サ 大阪府が実施した府営住宅用地の売却にかかる入札において落札しながら契約を締結しなかった者で、当該入札の契約締結期限の日から6か月を経過しない者

(2) 入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、次のアからオのいずれにも該当するものであること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による

更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であること。

なお、共同で入札に参加する場合については、入札に参加する者いずれかがこの要件を満たせばよい。

ウ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けた者でないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている者にあつては、同法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖の命令を受けた者でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者にあつては、同法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けた者でないこと。

(3) 入札公告の日から入札の日までの期間において、次のアからエのいずれにも該当しないものであること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、又は同条第2項に該当すると認められる者

エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（入札公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者を除く。）

4-2 現地開放

(1) 日時

物件番号1	高倉台センター住宅用地	令和8年3月26日(木)午前10時00分～午前11時00分
-------	-------------	-------------------------------

(2) 場所 事業用地の現地（物件番号1：P.26 参照）

(3) 注意点

ア 説明会は行いませんので、必ず各自で現場の確認・調査をしてください。

イ 調査・確認される際は、地域住民の迷惑にならないよう、配慮してください。

ウ 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関を利用してください。

4-3 質疑応答

(1) 受付日時 令和8年4月3日（金）午前10時00分から午後4時00分まで

(2) 回答日時 令和8年4月27日（月）午後3時00分から

(3) 受付方法

質疑は電子メールで提出してください。

提出先：jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

電子メールの件名は『【高倉台センター住宅用地】入札質疑について』としてください。受信後、着信した旨のメールを返信します。受付当日の午後4時30分までに返信メールが届かない場合は、お問合せください。(お問合せ先は巻末参照)

(4) 回答方法

回答は、以下URLのホームページに掲載します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-3.html>

(5) 注意点

ア 質疑書は、この実施要領に添付している様式(P.59)を使用してください。なお、記名等が無いものにはお答えできません。

イ 質疑回答書は土地売払にあたっての条件の一部となります。

4-4 入札保証金納付書・領収証書の配布受付

入札に参加するためには、あらかじめ府税及び公金収納金の収納取扱金融機関(P.12参照)にて、大阪府所定の納付書(所定事項をすべて記入しておくこと。P.13記入例参照)により、入札保証金の納付が必要です。以下により大阪府所定の納付書を郵送で入手してください。

(1) 郵送の受付期間 令和8年4月15日(水)から令和8年4月17日(金)【必着】まで

(2) 送付先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎26階
大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ
令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第3回)(高倉台センター活用地
高性能ZEH供給事業)担当者あて

※ 返信用封筒(長形3号)に返信先(住所、あて名)を記入し、110円切手を貼付のうえ同封すること。

※ 令和8年4月27日(月)(郵送受付期間の最終日の5営業日後)までに納付書が届かない場合は、お問合せください。(お問合せ先は巻末参照)

4-5 入札保証金の納付

(1) 納付期間: 令和8年5月12日(火)(入札日の5営業日前)以降に納付してください。

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の2以上(円未満切上げ)の額を納付してください。

例 (入札しようとする金額) (入札保証金)
 $1,500,000,000 \text{ 円} \times \frac{2}{100} = 30,000,000 \text{ 円以上}$

(3) 金融機関にて納付時に交付される領収印押印済みの「納付書・領収証書」の写しを入札保証金届出書に貼付のうえ、入札当日に提出していただきます。その際、原本照合を行うために、「納入書・領収書」の原本を持参していただきます。

(4) 入札保証金の納付は入札1件あたり1回限りです。一旦納付した後は追加や変更ができませんので注意してください。

(5) 入札保証金を納付後に入札への参加を中止する場合は、速やかに大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループまで申し出てください。(4-6(4)キ参照)

- (6) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後、必要な事務処理期間（約1ヶ月）を経て、あらかじめ入札者が指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより還付します。
- (7) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当することができます。売買代金への充当を希望しない場合は、土地売買契約の締結後に還付します。なお、還付については必要な事務処理期間（約1ヶ月）を要します。
- (8) 入札保証金に利子は付しません。
- (9) 落札者が落札物件（事業用地）の土地売買契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格（P.8-9参照）を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金を還付しませんので、注意してください。

府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧

2025年1月1日現在

<国内所在の店舗で納付できる金融機関>		<大阪府内所在の店舗で納付できる金融機関>	
都市銀行 4	第二地方銀行 9	信用金庫 10	農業協同組合 15
りそな銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 みずほ銀行	東京スター銀行 富山第一銀行 あいち銀行 名古屋銀行 みなと銀行 徳島大正銀行 香川銀行 愛媛銀行 高知銀行	信金中央金庫 大阪信用金庫 大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫 大阪商工信用金庫 永和信用金庫 北おおさか信用金庫 枚方信用金庫 尼崎信用金庫 京都信用金庫	大阪府信用農業協同組合連合会 北大阪農業協同組合 高槻市農業協同組合 茨木市農業協同組合 大阪北部農業協同組合 大阪泉州農業協同組合 いずみの農業協同組合 堺市農業協同組合 大阪南農業協同組合 大阪中河内農業協同組合 グリーン大阪農業協同組合 北河内農業協同組合 大阪東部農業協同組合 九個荘農業協同組合 大阪市農業協同組合
地方銀行 24	労働金庫 1	信用組合 9	
北陸銀行 北國銀行 大垣共立銀行 十六銀行 三十三銀行 百五銀行 滋賀銀行 京都銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行 紀陽銀行 但馬銀行 鳥取銀行 山陰合同銀行 中国銀行 山口銀行 阿波銀行 百十四銀行 伊予銀行 四国銀行 肥後銀行 大分銀行 鹿児島銀行	近畿労働金庫	全国信用協同組合連合会 大同信用組合 成協信用組合 大阪協栄信用組合 大阪貯蓄信用組合 のぞみ信用組合 大阪府医師信用組合 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	
	その他 4	ゆうちょ銀行 1	
	あおぞら銀行 SBI新生銀行 PayPay銀行(※) 楽天銀行(※)	(注)府税収納金のみ取扱い	

(計77法人)

(※)PayPay銀行及び楽天銀行は、口座振替の方法及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法(ペイジーマークのある納付書によるもの)により納付ができます。

《入札保証金納付書・領収証書記入例》

「金額」「住所・氏名」「納付日」をそれぞれ3か所に記入の上、金融機関の窓口で振込んでください。

納付書・領収証書

区分	6	年度	0	8
受入	4	歳入歳出外現金	5	7
(款)		(項)		
(目)		(節)		
金額	¥ 1 2 3 4 5 0 0 0 0			
うち証券金額				
上記の金額を納付します。令和〇年〇月〇日				
取扱課(所)	住宅経営室			
所属コード	1 1 7 7 6			
大阪府				

金額を記入してください。「¥」を忘れずに！

ページに記載の金融機関の窓口で振込をしてください。ATM、インターネットによる振込は無効です。

金融機関領収印

納付した日をご記入ください。

納入者の住所・氏名は、入札者の住所・氏名と同一であること。

領収控(金融機関保存用)

区分	6	年度	0	8
受入	4	歳入歳出外現金	5	7
(款)		(項)		
(目)		(節)		
金額	¥ 1 2 3 4 5 0 0 0 0			
うち証券金額				
上記の金額を納付します。令和〇年〇月〇日				
取扱課(所)	住宅経営室			
所属コード	1 1 7 7 6			
大阪府				

領収控(大阪府送付用)

区分	6	年度	0	7
受入	4	歳入歳出外現金	5	7
(款)		(項)		
(目)		(節)		
金額	¥ 1 2 3 4 5 0 0 0 0			
うち証券金額				
上記の金額を納付します。令和〇年〇月〇日				
取扱課(所)	住宅経営室			
所属コード	1 1 7 7 6			
大阪府				

納付書番号

納入者区分

納入者の登録番号

納入者住所

大阪府中央区〇〇町1-2-4

氏名

株式会社〇〇不動産
代表取締役 施保〇〇一郎

領収印

4-6 入札参加申込みの受付

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です

入札に参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要書類を作成のうえ所定の日時に電子メールでお申込みください。電子メールの件名は、【令和7年度第3回入札参加申込み】とした後に【参加者名】を記載してください。

必要書類は、この実施要領に添付（後掲）している様式（P.61・69）を使用してください。なお、提出書類はすべてPDF形式とし、1つのファイルにまとめてください。ファイル名は、『【高倉台センター住宅用地】入札参加申込みについて』としてください。

単独で入札する場合、共同で入札する場合とも、この参加申込みの名義人を土地売買契約書の買受人とし、不動産登記上の名義人とします。所有権を共有とする場合は、必ず共同で申し込みください。

○共同入札について

2者以上が共同で参加する場合（以下「共同入札」という。）、事業の円滑な実施を期するため、共同入札をする者（以下「共同入札者」という。）のうち1者を落札者の決定に至るまでの事務にかかる一切の債務を代表する代表事業者として定めてください。ただし、土地売買契約にかかる債務は全者が連帯して負うものとします。

共同入札者の変更は、大阪府が支障ないと認める場合に限り、入札日の前日までの間、受けませんが、代表事業者の変更は認められません。なお、入札日以降は共同入札者の変更・追加・辞退は認めません。

- (1) 受付日時 令和8年5月11日（月）午前10時00分から5月12日（火）午後4時00分まで
- (2) 提出先 jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp
- (3) 必要書類
 - ア 令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）入札参加書（P.61）（以下「入札参加書」という。）
 - イ 誓約書（P.69）
- (4) 注意事項
 - ア 提出いただいた「入札参加書」に申込みの受付処理を行い、入札時の入札参加書として返信メールにて交付します。令和8年5月12日（火）の午後4時30分までに返信メールが届かない場合は、お問合せください。（お問合せ先は巻末参照）
 - イ 入札参加書の申込者が入札時の入札者となります。
 - ウ 入札参加資格を有しない者または入札日までにこの資格を失った者は、入札に参加することができません。
 - エ 落札者の決定までの間は申込者名、申込者数等は公表しません。
 - オ 申込み後の辞退は可能ですが、速やかに（必ず入札日の前日までに）大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループへ連絡の上、入札保証金の納付がまだであれば入札辞退届（P.71）に、入札保証金の納付が済んでいれば入札辞退届兼入札保証金還付依頼書（P.73）に必要事項を記入の上、電子メールにて以下提出先まで届け出てください。

提出先：jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

カ 申込者が多数の場合、入札会場を変更する場合があります。入札会場を変更する場合は以下 URL のホームページに掲載します。必ず入札日の前日若しくは当日に確認してください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-3.html>

4-7 入札及び落札者の決定

(1) 入札日時

物件番号 1	高倉台センター住宅用地	令和 8 年 5 月 19 日 (火) 午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 30 分受付締切り・入札開始
--------	-------------	---

(2) 入札会場 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）50階 迎賓会議室（以下「会場」という。）

ア 入札日の受付は、(1)に記載の受付開始時刻から行い、受付締切り時刻に締切ります。遅れて来られた方は入札に参加することができませんので、早めに来場してください。

イ 全ての申込者の受付が受付締切り時刻前に完了した場合は、その時点で受付を締め切ります。

ウ 申込者の受付締切り後、執行官の開始の宣言をもって入札を開始します。入札時の会場への入室は、各申込者 1 名までとします。ただし、受付時の会場への入室は各申込者 2 名まで入室することができます。

エ 来場には電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

(3) 入札日に持参するもの

ア 令和 7 年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第 3 回）入札参加書（申込み受付の処理がなされたもの（P.61））

イ 入札保証金届出書（P.63）

ウ 納付書・領収証書（金融機関の領収印押印済みのもの）の原本

エ 納付書・領収証書（金融機関の領収印押印済みのもの）の写し

※入札保証金届出書の裏面に貼付

オ 入札書（所定の様式（P.65）を使用したもの）

カ 当日参加する方の身分証明書（社員証（写真付）など）又は委任状（P.67）

当日は、各書類等の受渡しやくじ引き（同額での入札があった場合）を行います。これらの行為は、法人の場合は、当該法人に所属する役員又は社員が行いますので、所属が確認できる社員証（写真付）が必要となります。社員証（写真付）がない場合は、委任状を提出してください。なお、名刺は社員証の代わりになりません。

入札者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証など個人が確認できるもの（写真付）が必要となります。当日、出席できない場合は、これらの行為を行っていただく代理人に対する委任状を提出してください。

(4) 入札に当たっての注意事項

ア 入札書には、入札者の住所、氏名（法人の場合は、法人名）を記載してください。共同入札の場合は代表事業者が作成してください。

イ 入札書の金額は、アラビア数字（0、1、2、3…）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入してください。また、使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に

限ります。

ウ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することができません。

エ 次の（ア）から（セ）のいずれかに該当する入札は無効とします。

（ア） 入札金額が、最低売却価格に達しない入札

（イ） 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札

※申込みの受付が完了している場合でも、入札日までに入札参加資格を失った場合には入札に参加することができません。

（ウ） 指定の時刻後に入札書を提出した入札

（エ） 所定の入札書によらない入札

（オ） 入札保証金を納付していない者の入札

※あらかじめ金融機関にて大阪府所定の納付書により、大阪府が指定する期間に入札保証金の納付を行っていない場合、入札に参加することができません。

（カ） 入札金額が入札保証金の 50 倍を超える入札

（キ） 入札書に必要な記載内容の記載がない入札

（ク） 入札者が 1 人で 2 枚以上の入札書を提出した場合、その全部の入札

（ケ） 共同入札の場合で、代表事業者及びその他の共同入札者がそれぞれ入札した場合、その全部の入札

（コ） 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札

（サ） 入札金額を訂正した入札

（シ） 入札に関し、不正な行為（他の者の入札書を覗き見る等）を行った者がした入札

（ス） 電話、又は郵送やメールの送付等、持参以外の方法で提出された入札

（セ） その他本実施要領に違反した入札

（5）落札者の決定

ア 入札締切り後、直ちに開札します。

イ 落札者は、次の方法により決定します。

（ア） 有効な入札を行った者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者（その金額を落札金額とします。）

（イ） （ア）に該当する者が 2 者以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。（この場合、該当者はそれを辞退できません。）

○くじを引く者について

- ・入札者が法人の場合…法人に所属する役員又は社員
- ・入札者が個人の場合…入札者自身又は代理人（委任状が必要）

（ウ） 開札の結果、最高入札金額が最低売却価格に達しないときは、再入札は行わず、入札を打切ります。

ウ 開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（事業用地の所在地、数量、入札者の住所・氏名・入札金額）をホームページ

等で公表する予定ですので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

エ 共同入札者が落札者となった場合は、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。

- (ア) 落札した事業用地の所有権持分割合
- (イ) 契約金額の負担区分
- (ウ) 入札保証金の充当金額区分又は還付金額区分
- (エ) 登録免許税額の負担区分

本入札にかかる土地売買契約は土地所有権の移転を伴うものであり、共同買受けによる買受け者のうちいずれかの者の共有持分割合を0として契約することはできません。

オ 基本協定及び土地売買契約を締結する権利は落札者のみが有します。落札者と基本協定及び土地売買契約締結に至らなかった場合でも二番札以降の者と契約することはありません。

4-8 土地利用条件への適合確認

落札者は、この実施要領に定めた土地利用条件の適合状況の確認のため、令和8年5月29日（金）までに以下の提出資料を提出してください。

大阪府による確認の結果、土地利用条件に適合しない部分があった場合は、大阪府からの指摘後5営業日以内に適合させなければ契約できません。

なお、土地売買契約の締結後も、開発許可申請時など適時に土地利用条件に適合することを確認するために必要な図書を提出してください。

<提出資料>

- (1) 土地利用計画図及び土地利用に係る届出書(P.75-76)

土地利用条件に定める施設、附帯施設の配置、各面積（戸建て住宅の敷地面積）等がわかる図面等

※落札者は事業用地の全面を土地利用条件に定める用途に使用しなければなりません。

※土地利用条件に定める条件をすべて満たす必要があります。

- (2) 活用地全体のイメージ図（活用地全体を見渡せるもの）
- (3) 事業スケジュール

土地売買契約の締結以降に必要となる、開発手続きや埋蔵文化財調査、造成工事、建築工事、住宅販売計画や営業開始等の予定時期を記入したもの

4-9 基本協定及び土地売買契約の締結に必要な書類の提出及び個人情報の収集・提供

- (1) 落札者は、落札後速やかに、次のアからウの書類を提出してください。（共同入札の場合は共同入札者全員のもの）

ア 法人履歴事項証明書又は法人現在事項証明書（落札者が個人の場合は住民票（マイナンバーの記載がないものに限る））（発行日より3か月以内のもの）

イ 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）

ウ 役員名簿（住所、氏名、読み仮名、生年月日、性別が分かるもの）（法人のみ）

- (2) 落札者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第26条第2項の規定に基づき、落札者から提出のあった(1)アからウの資料から収集した個人情報大阪府警察本部に提供します。

4-10 基本協定の締結

落札者は、大阪府による土地利用条件への適合確認後、土地売買契約締結に合わせ、本実施要領に記載のある内容や条件以外に、本事業の発展的かつ円滑な実施に向け、基本協定を令和8年6月12日(金)までに大阪府及び堺市と締結していただきます。なお、基本協定締結日は、落札者と調整のうえ、決定します。基本協定の内容は、基本協定書(案)(P.54-P.57)を参照してください。また、基本協定及び土地売買契約の締結をもって本事業者となります。

4-11 土地売買契約の締結

- (1) 大阪府と落札者との土地売買契約は、令和8年6月12日(金)までに基本協定締結と同日に府有財産売買契約書(案)(P.43-53参照)により締結することとします。なお、土地売買契約締結日は、落札者と調整のうえ決定します。また、次の点に注意してください。
- ア 土地売買契約の買受人は、「落札者」の入札参加書の名義人となります。
- イ 共同入札による落札の場合は、「共同入札者全員」が買受人となり、その変更はできません。
- ウ 落札した場合でも、土地売買契約締結までに入札参加資格を失った場合は、土地売買契約を締結できないことがあります。これにより落札者に損害が生じても、大阪府はその責任を負いません。
- (2) 締結場所 大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課
(大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)26階(巻末参照))
- (3) 土地売買契約を締結する際には、あらかじめ提出いただいた印鑑証明書に登録されている印鑑(実印)での押印が必要です。
- (4) 落札者は、基本協定及び土地売買契約締結と同時に、売買代金の全額を支払わなければなりません。(大阪府が発行する納入通知書によりお支払いください。)
なお、入札保証金は、売買代金に充当できます。
- (5) 落札物件(事業用地)の所有権は、売買代金の全額が支払われたときに移転するものとします。
- (6) 所有権移転登記は、売買代金全額の入金確認後、大阪府が行います。また、所有権移転登記に併せて、買戻特約を登記します。落札者は、登記に必要な書類(登記承諾書及び印鑑証明書等)をあらかじめ大阪府に提出しなければなりません。
- (7) 土地売買契約の締結及び登記に要する費用(印紙税(収入印紙)、登録免許税)は、すべて落札者の負担とします。
- (8) 落札者は、自らが住宅地として開発し宅地の販売を行う、又は開発した宅地に住宅の建設及び販売を行うまでは、この落札物件(事業用地)にかかる一切の権利義務を第三者に移転することはできません。
- (9) 落札者が落札物件(事業用地)の基本協定及び土地売買契約を締結しなかった場合、その落札

者は、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課が実施する入札に、(1)の土地売買契約締結期限の日(令和8年6月12日(金))から6か月間参加することができません。

4-12 買戻特約の解除

(1) 次のアからオのいずれかに該当する場合は、買戻期間満了前でも、買戻特約を解除することができます。買戻期間満了前に買戻特約を解除する必要がある場合は、(2)に定める書面で大阪府に申請し、承認を受けなければなりません。

ア 都市計画法第29条に規定する開発許可(以下「開発許可」という。)を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき。

イ 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき。

ウ 都市計画法第36条第2項に規定する検査済証(以下「開発検査済証」という。)の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき。

エ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証(以下「建築確認済証」という)の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき。

オ 開発許可にかからない場合にあつて土地のみを分譲するとき。

(2) 買戻特約の解除を申請する場合の書面は、次のアからカのとおりとします。

ア 買戻特約解除申請書

イ 公図(法務局の証明原本)

ウ 現場状況写真

エ その他、土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

オ 収入印紙(買戻特約抹消登記に必要な登録免許税額分)

カ 4-12(1)アからオの場合により、次のいずれかの書面

4-12(1)アの場合 開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図

4-12(1)イの場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図

4-12(1)ウの場合 開発検査済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図

4-12(1)エの場合 建築確認済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図

4-12(1)オの場合 分譲にかかる土地売買契約書、建築工事請負契約書、又は分筆後の各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図

(3) 大阪府が買戻特約の解除を承認した場合は、買戻特約登記を抹消します。ただし、4-12(1)ア又はイに該当する場合にあつては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとします。

(4) 買戻特約登記の抹消に要する費用は、すべて申請者(落札者)の負担とします。

4-13 その他の注意事項

(1) 落札物件（事業用地）の引渡しは、所有権が移転した時をもって、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他落札物件（事業用地）に存するものすべてを含め、現状有姿（あるがままの状態）により引き渡したものとします。

ア 物件調書（P.21-42）の記載（図面を含む。）が現状と相違している場合は、現状を優先します。

イ 物件調書に記載した面積その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約を拒み又は代金の減免を請求することはできません。

(2) 落札者は、落札物件（事業用地）の引渡し後、物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

消費者契約法（平成12年法律第61号）

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

(3) 落札物件（事業用地）を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。また、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築確認や開発許可にあたっては、建築基準法、都市計画法及び大阪府や市町村の条例等により指導がなされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(4) 落札物件（事業用地）の隣接土地所有者や地域住民への説明等、落札物件（事業用地）の利用に関する調整等については、すべて落札者が行ってください。

(5) 越境物に関する隣接土地所有者等との協議調整等については、すべて落札者が行ってください。

(6) 落札者が土地売買契約に定める義務を履行しないために大阪府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(7) 入札参加申込みに際して提出した書類は、申込みを取下げた場合を含めて理由の如何を問わず返却できません。

5 物件調書

- (1) この調書は、入札への参加予定者が事業用地を確認する上での参考資料です。申込みの前に、必ず現地を確認してください。
- (2) 最寄り駅からの距離は、駅から事業用地までの概ねの直線距離を表示しています。
- (3) 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示していますので、建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関に確認してください。
- (4) 土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- (5) 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

物 件 明 細

物件番号	事業用地名称	高倉台センター住宅用地		
1	所在地	堺市南区高倉台三丁2-63、2-64		
交通機関	南海電鉄「泉ヶ丘駅」から東へ約1.3km			
面積	登記簿：3143.68㎡ 実測：3143.68㎡	地目	宅地	
接面道路の状況	北側：市道 高倉台109号線(幅員 最大3.16m) 西側：市道(予定) (幅員 6m)			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
		用途地域	近隣商業地域	
		地域地区	準防火地域	
	建蔽率	80%	容積率	300%
その他の法令等				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		
	負担の内容	—		
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号	
	公営水道	有	堺市上下水道局サービス管理部給排水設備課 072-250-4697	
	電気	有	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800 - 777 - 3081	
	都市ガス	有	大阪ガスネットワーク(株)南部事業部導管計画チーム 0120-544-209	
	公共下水道	有	堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課 072-250-9116	
<p>【留意事項】</p> <p>1 既存物を含め、その他事業用地に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、事業用地の引渡しはあるがままの状態です。府営住宅の撤去工事を令和7年度に行っていますが、残置物等が残存している可能性があります。これらを撤去する場合は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。</p> <p>2 府営住宅の撤去工事における、杭引き抜き工事の記録は（4）参考図1（P.30-31）を参照してください。杭引き抜き工事の写真等は、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室で閲覧できますので、閲覧を希望する場合は、事前に連絡のうえ日時の予約をお願いします。（お問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ 電話：06-6210-9759）</p> <p>なお、杭引抜き工事施工中に破損した杭やその他の残置物等が地中に残っている可能性がありますので、これらを撤去する場合は落札者の責任（費用負担を含む）において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。</p> <p>3 事業用地にて試掘調査を実施したところ、コンクリート塊や放棄管等が確認されましたが、粉碎及び場外搬出しています。実施した試掘調査の結果を（4）参考図2（P.32-33）に示します。なお、今回の試掘調査では分からなかったその他の地下埋設物等がある可能性があります。それらが発見され、撤去等が必要な場合は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。試掘調査写真は、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室で閲覧できますので、閲覧をご希望される場合は、事前に連絡のうえ日時の予約をお願いします。</p>				

(2. お問合せ先参照)

- 4 事業用地での旧府営住宅の解体撤去工事において、杭引抜工事に係る地盤改良を行いました。その後、地盤改良土を全て撤去し、真砂土に入れ替えております。
- 5 供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等利用については、落札者において各施設の管理者と協議してください。
- 6 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。土地利用に必要な接道条件(幅員、連続性等)や建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、落札者において関係機関に確認してください。
- 7 土地利用計画によっては、堺市との協議により、接続先既設管の増径に伴う布設替え、または接続先の規制等により、落札者の負担により下水道整備を行う必要が生じる可能性があるため、事前に堺市上下水道局下水道管理課と十分に協議してください。
また、堺市に引き継ぐ公共下水道施設(私管でない部分)について、堺市の指定する様式の竣工図を作成してください。
- 8 事業用地内に汚水柵は設置されておられません。必要に応じて、落札者の負担により柵を設置してください。雨水柵は事業用地内に1箇所設置されておりますが、撤去される場合は、関係機関と協議の上、落札者の責任において適切に処理してください。また柵設置等により、事業用地西側道路を掘削する場合、掘削範囲によっては舗装の本復旧が全面復旧となる可能性があります。本復旧の範囲については、道路管理者とよく協議してください。
- 9 事業用地西側道路は区画整理事業により新たに築造されたため、道路下のインフラ管について、各種台帳に記載がない可能性があります。各インフラ管のおおよその位置について、(4)参考図3(P.34-38)に示しますが、詳細は関係機関に確認してください。
- 10 事業用地西側道路は新舗装となっており、掘削範囲によっては舗装の本復旧が全面復旧となる可能性があります。本復旧の範囲については、よく道路管理者と協議してください。
- 11 事業用地西側道路は建築基準法第42条第1項第2号道路であり、堺市において、市道として認定手続きを実施する予定です。
- 12 事業用地には、既存の電柱(1箇所)、支線及び電柱間の上空架線が設置されております。また、既存の電柱(1箇所)付近の污水管について、撤去する事により電柱が倒れる危険性があつたため、存置しております((4)参考図4(P.39)参照)。また、事業用地西側道路に設置された電柱上部の一部が事業用地に越境しています((4)参考図5(P.40-41)参照)。取扱い等については、関西電力送配電株式会社と協議してください。
- 13 事業用地は、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」を堺市に提出しておりますが、調査命令は現在までありません。また、土地造成と利用履歴から人為的な土壤汚染の恐れは考えにくいいため、同法及び同条例による土壤汚染状況調査の契機はなく、府の判断による自主的な土壤調査も実施していません。なお、国土地理院の航空写真によると、事業用地は府営住宅建設前には山林であったと思われれます。なお、売買契約後、土壤汚染対策法の指定基準を超える土壤汚染が発見された場合は、本事業者の責任(費用負担含む)において、関係法令を遵守のうえ適切に撤去及び処分等を実施してください。
- 14 事業用地は、埋蔵文化財包蔵地(陶邑窯跡群高蔵寺地区)ですが、届出不要地となっております。
- 15 事業用地は、本公告時点で、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の許可を得ています。(許可番号:堺宅地第M-22号、M-23号)新たに盛土や法面処理、擁壁設置等を行う際は事前に堺市宅地安全課と協議してください。また事業用地南東角に一部擁壁が設置されており、本擁壁は事業用地に隣接する南側敷地内から連続しています。
- 16 事業用地は、西側接面道路より約1m低くなっています。また、事業用地北側に法面が

あります。造成等が必要な場合は、落札者の負担で行ってください。なお、本件最低売却価格は、高低差があることを考慮した価格としています。また、西側接面道路から事業用地内に至る仮設のスロープを撤去工事時に設置し、存置しております（(4) 参考図 6 (P.42) 参照）。撤去等が必要な場合は、落札者の負担で行ってください。

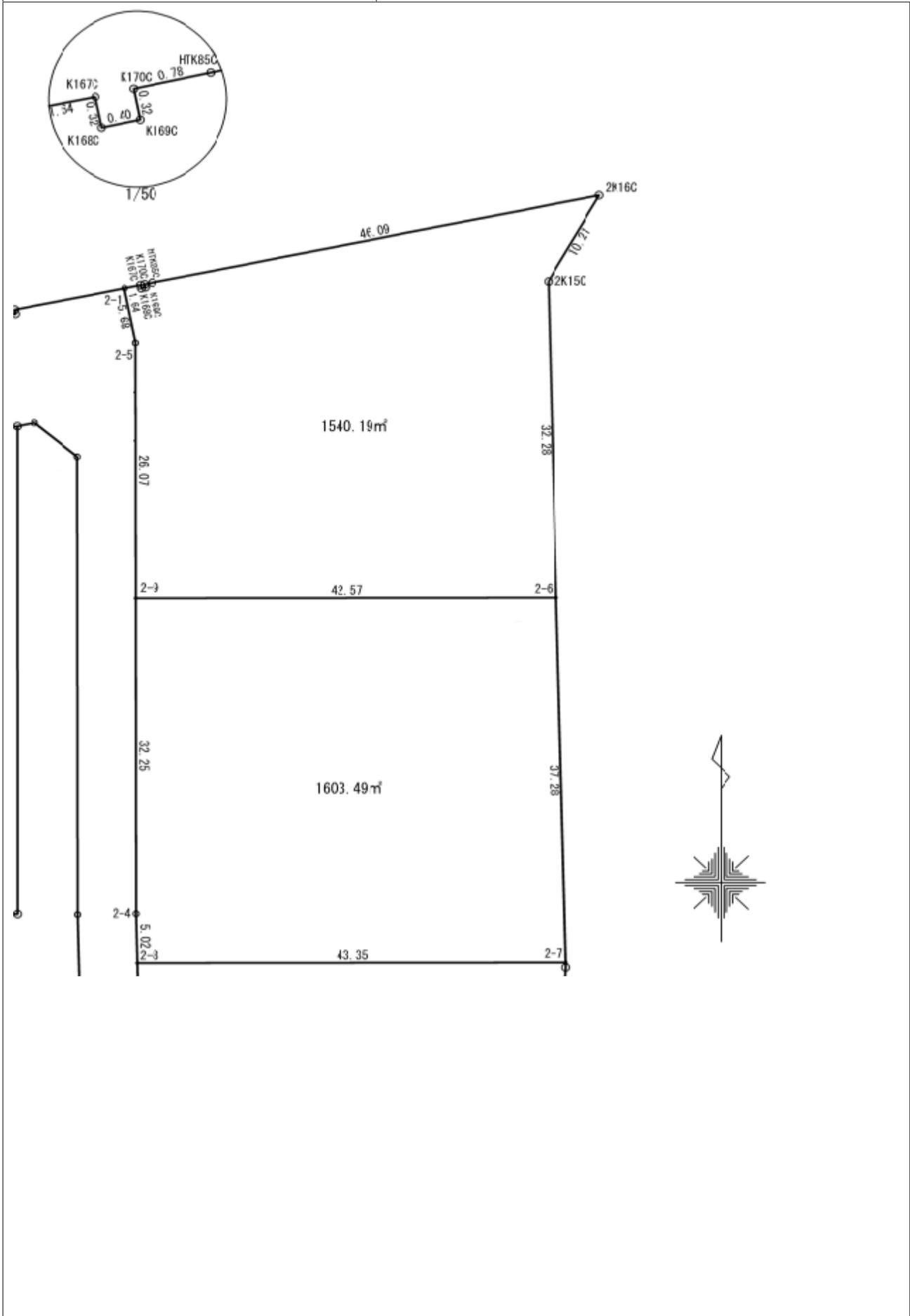
- 17 事業用地は、土地区画整理事業の施行区域内に位置しています。令和 8 年 2 月 6 日に換地処分公告され、**令和 8 年 3 月 10 日に登記手続きが完了しております。**
区画整理事業の詳細は、土地区画整理事業の組合事務局である株式会社 UR リンテージ西日本支社 都市整備本部事業推進部（電話：06-6949-5734）まで問合せください。
- 18 土地区画整理法第 40 条に規定する賦課金の納付の義務は大阪府に帰属します。なお、事業用地の所有権移転登記申請後の登記手続きが完了した日（以後、「所有権移転登記手続き完了日」という。）以降に賦課金の徴収が発生する場合には、賦課金の徴収決定通知のあった賦課金徴収金債務について、大阪府が重層的債務引受によって引き受けることとします。この場合、落札者と大阪府は、納付期限までに、債務引受にかかる承諾申請書を連署のうえ申請し、土地区画整理事業施行者の承諾を得なければなりません。
- 19 事業用地の所有権移転登記手続き完了日が土地区画整理法第 49 条に規定する決算報告の承認日以前の場合、事業用地の所有権移転登記手続き完了日をもって、落札者が土地区画整理法第 26 条による組合員となり、同法第 3 条及び第 8 条の規定に基づく同意を承継したものとします。

(1) 位置図



「泉ヶ丘」駅より徒歩20分、バス5分（バス停：高倉台センター）

(3) 画地確定図



(3) 画地確定図-2

座標値一覧表

地番 : 2BL-1		
測点名	X(i)	Y(i)
2K15C	-166754.287	-43489.977
2-6	-166786.565	-43489.161
2-9	-166786.613	-43531.737
2-5	-166760.540	-43531.766
2-1	-166754.964	-43532.869
K167C	-166754.645	-43531.253
K168C	-166754.959	-43531.186
K169C	-166754.878	-43530.790
K170C	-166754.561	-43530.852
HTK85C	-166754.396	-43530.085
2K16C	-166745.441	-43484.872

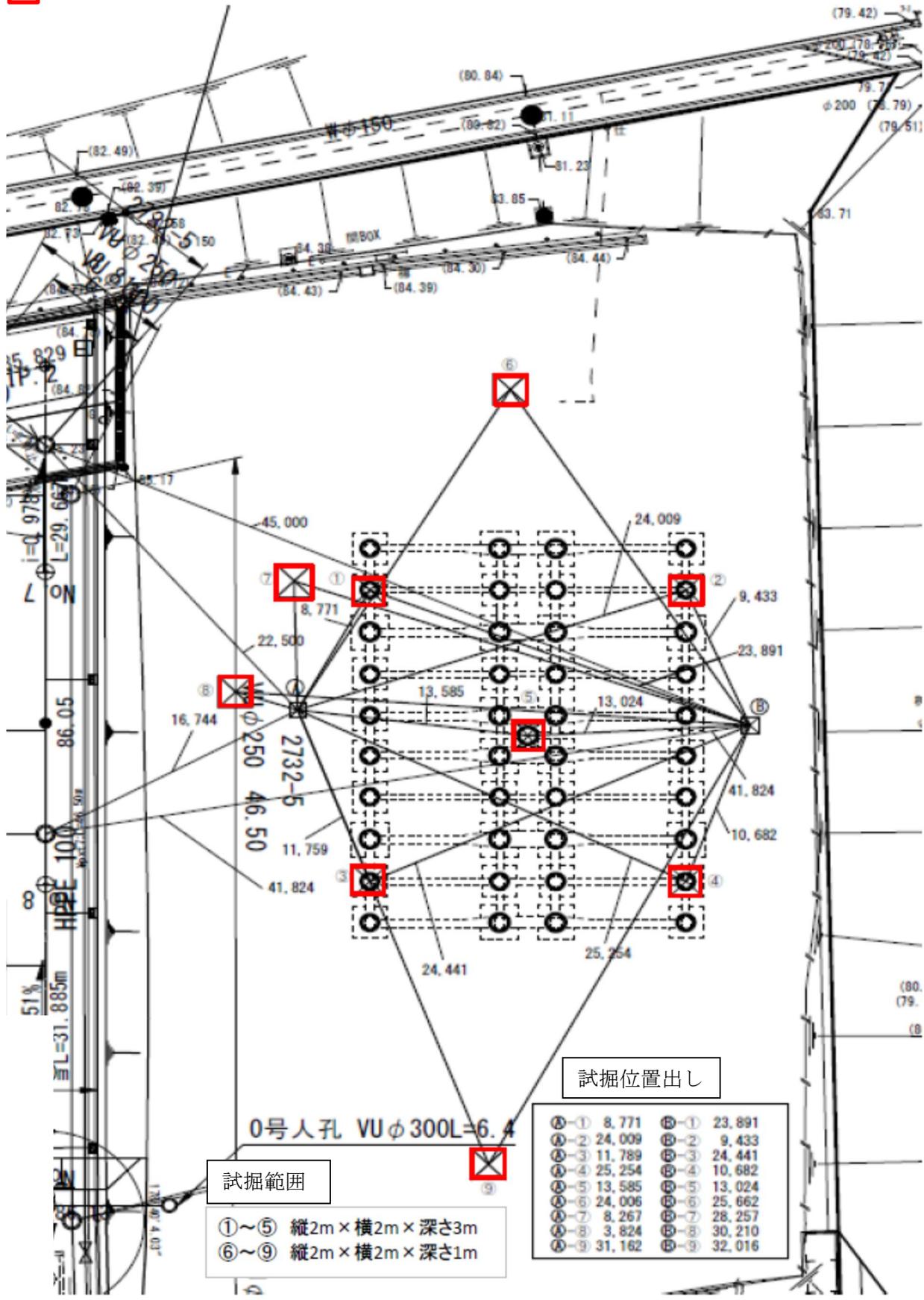
地番 : 2BL-2		
測点名	X(i)	Y(i)
2-6	-166786.565	-43489.161
2-7	-166823.839	-43488.219
2-8	-166823.888	-43531.577
2-4	-166818.863	-43531.700
2-9	-166786.613	-43531.737

地番 : 3BL-1		
測点名	X(i)	Y(i)
3-1	-166851.871	-43530.947
HTK50C	-166851.870	-43528.936
HTK47C	-166863.062	-43528.926
6K10C	-166863.053	-43518.205
6K9C	-166871.034	-43518.249
6K8C	-166872.886	-43527.449
3-2	-166873.603	-43530.972

No	杭径(mm)	引抜長(m)	撤去日	先端の有無	備考	No	杭径(mm)	引抜長(m)	撤去日	先端の有無	備考
A-1	1,000	16.29	令和7年1月28日	有り	F1	C-1	1,100	15.6	令和7年1月24日	有り	F2
A-1'	1,000	14.5	令和7年1月31日	有り	F1	C-1'	1,000	15	令和7年1月29日	有り	F1A
A-2	1,100	16	令和7年2月17日	有り	F2	C-2	1,100	16	令和7年2月17日	有り	F2
A-2'	1,000	15	令和7年2月19日	有り	F1	C-2'	1,000	15.9	令和7年2月20日	有り	F1A
A-3	1,000	14.5	令和7年2月21日	有り	F1	C-3	1,100	16.4	令和7年2月25日	有り	F2
A-4	1,000	15	令和7年2月27日	有り	F1	C-4	1,100	15.3	令和7年2月27日	有り	F2
A-4'	1,000	13.3	令和7年3月14日	有り	F1	C-4'	1,000	15.8	令和7年3月12日	有り	F1
A-5	1,100	16.2	令和7年3月7日	有り	F2	C-5	1,100	16.1	令和7年3月21日	有り	F2
A-5'	1,000	15.9	令和7年3月13日	有り	F1	C-5'	1,000	15.3	令和7年4月3日	有り	F1B
A-6	1,000	15.8	令和7年3月31日	有り	F1	C-6	1,100	14.7	令和7年4月4日	有り	F2A
B-1	1,100	16	令和7年1月22日	有り	F2A	D-1	1,000	14.9	令和7年1月24日	有り	F1
B-1'	1,000	15	令和7年1月31日	有り	F1B	D-1'	1,000	14.5	令和7年1月30日	有り	F1
B-2	1,100	15.7	令和7年2月18日	有り	F2	D-2	1,100	14.5	令和7年2月18日	有り	F2
B-2'	1,000	15	令和7年2月21日	有り	F1	D-2'	1,000	15.1	令和7年2月20日	有り	F1
B-3	1,100	16.2	令和7年2月26日	有り	F2	D-3	1,000	14	令和7年2月25日	有り	F1
B-4	1,000	15	令和7年3月3日	有り	F2	D-4	1,000	14.7	令和7年2月26日	有り	F1
B-4'	1,000	16	令和7年3月10日	有り	F1A	D-4'	1,000	15.1	令和7年2月28日	有り	F1
B-5	1,100	16.1	令和7年3月14日	有り	F2	D-5	1,100	16.5	令和7年3月6日	有り	F2
B-5'	1,000	15.8	令和7年4月2日	有り	F1A	D-5'	1,000	14.5	令和7年3月11日	有り	F1
B-6	1,100	14.8	令和7年4月7日	有り	F2	D-6	1,000	15	令和7年3月18日	有り	F1

(4) 参考図2

□ 試掘位置①～⑨ (9か所)

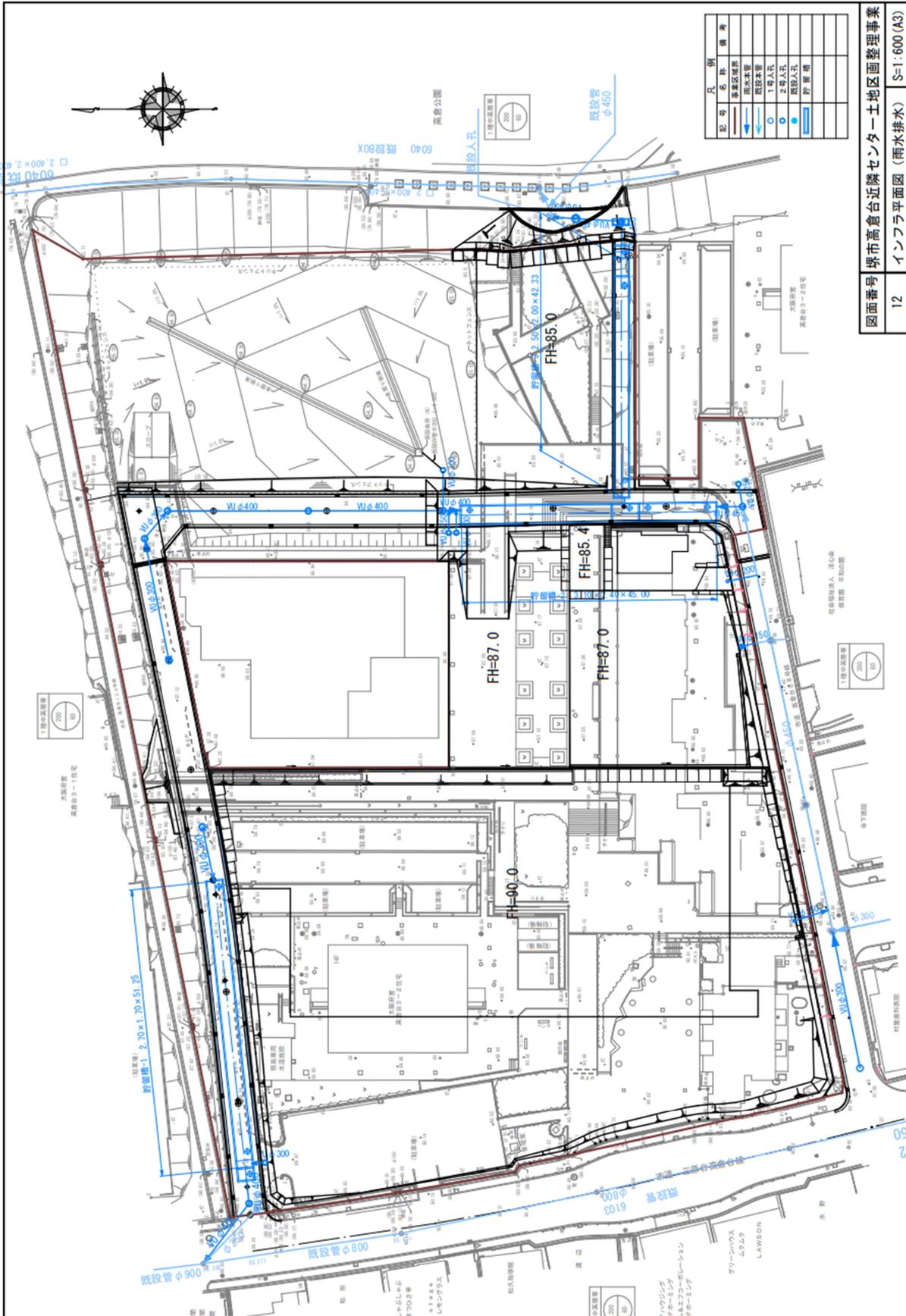


試掘結果

掘削 No.	埋設物	サイズ (mm) W×D×H L	埋設深さ (m)	備考
1	ガラ多数 鉄筋 鋼管(角)	700×800×150 1300 600	2.0 1.0 1.0	ガラのサイズは最も大きいものを記載
2	ガラ多数 鉄筋	700×400×150 600	1.5 1.5	ガラのサイズは最も大きいものを記載
3	ガラ多数 鉄筋	300×200×150 1300	2.0 2.5	ガラのサイズは最も大きいものを記載
4	ガラ多数 鉄筋	700×400×200 500	2.5 0.5	ガラのサイズは最も大きいものを記載
5	ガラ多数 鉄筋	500×400×150 1300	1.0 1.0	ガラのサイズは最も大きいものを記載
6	ガラ多数	300×150×100	0.5	ガラのサイズは最も大きいものを記載
7	ガラ多数	200×150×100	0.5	ガラのサイズは最も大きいものを記載
8	ガラ多数 鋼管(丸)	300×200×100 400	0.7 0.5	ガラのサイズは最も大きいものを記載
9	ガラ多数 ヒューム管	250×200×100 φ150×400	0.8 1.0	ガラのサイズは最も大きいものを記載

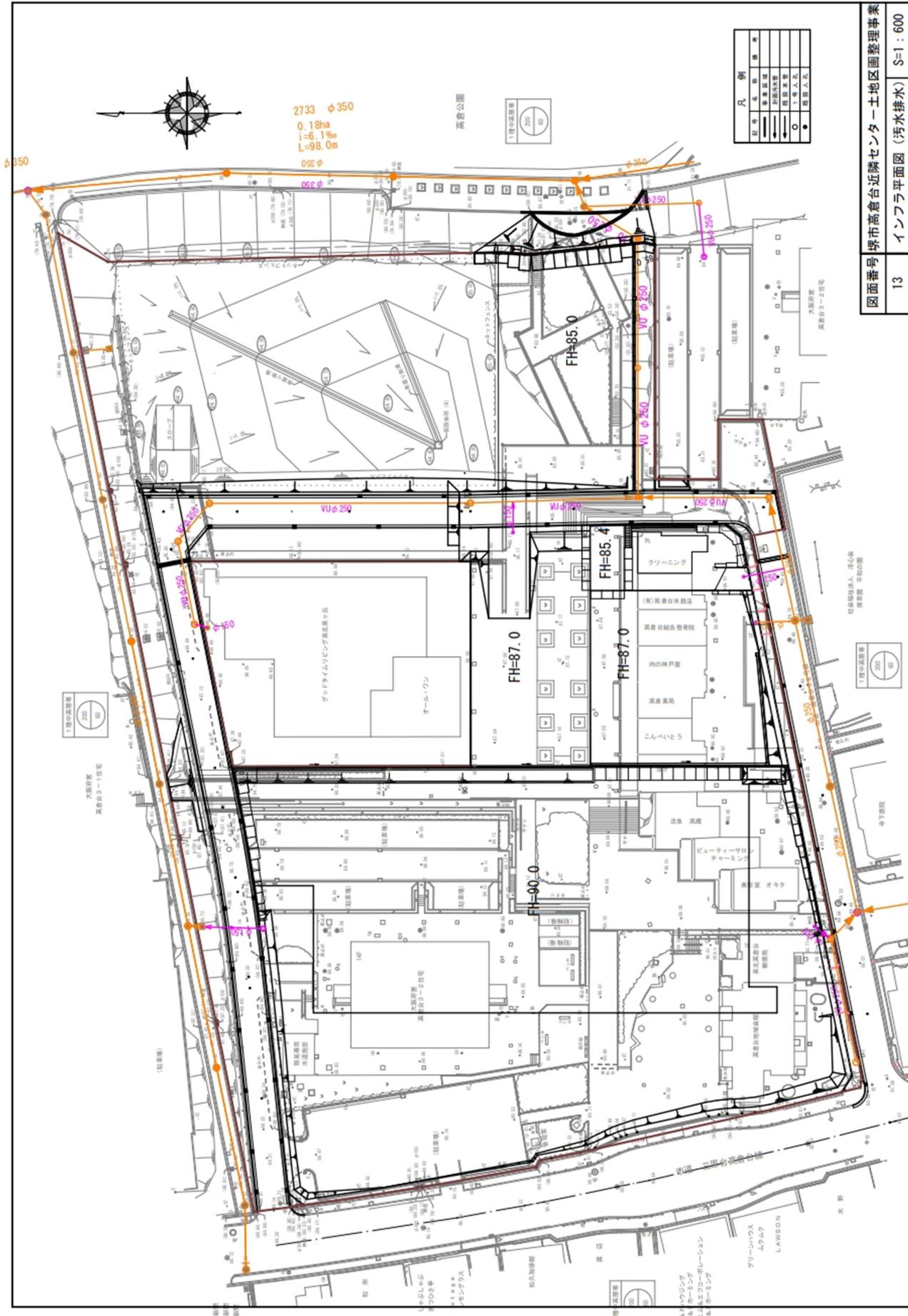
(4) 参考図3

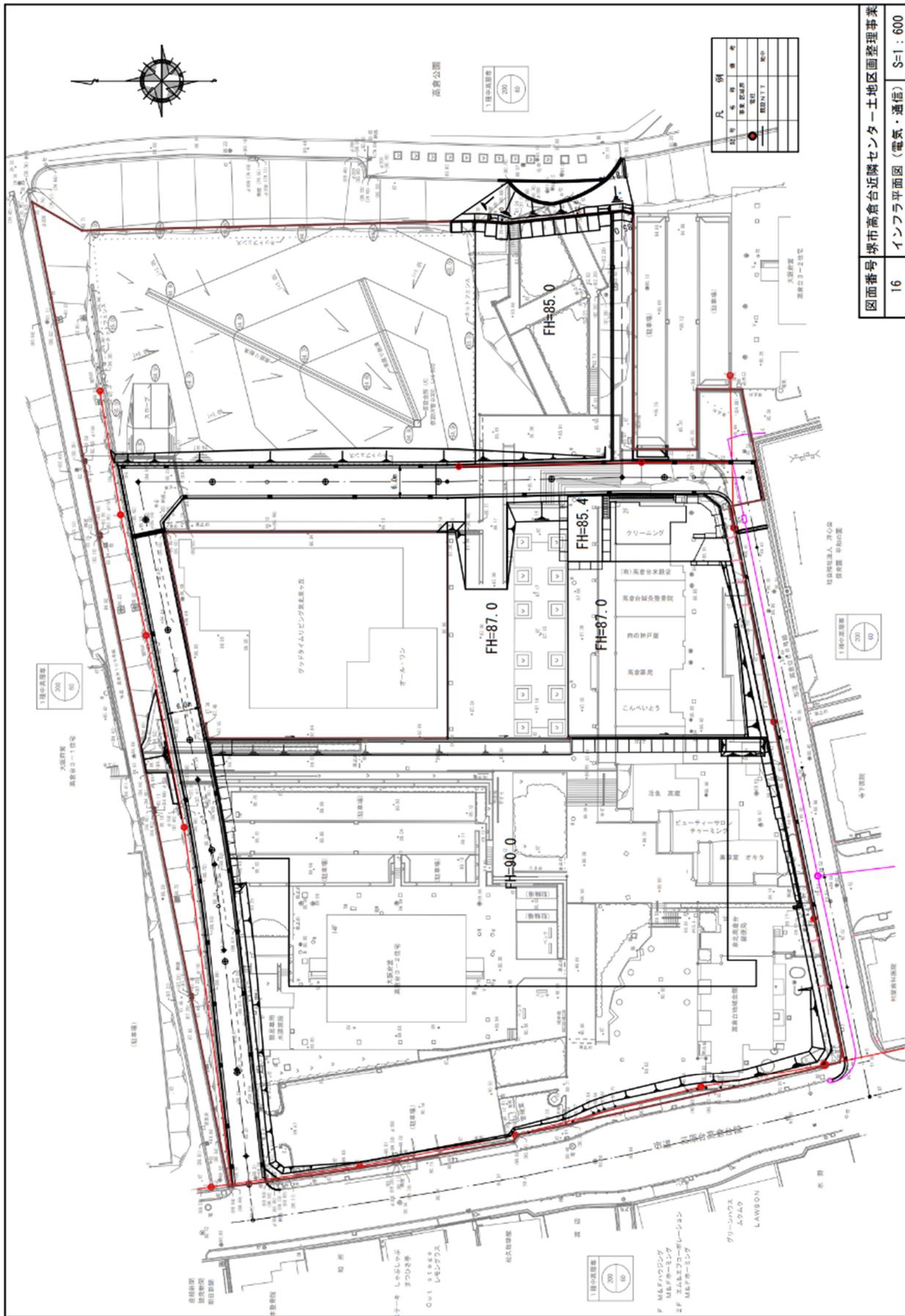
雨水排水



図面番号 12
 図面名称 高倉台近隣センター土地区画整理事業
 インフラ平面図 (雨水排水) S=1:600 (A3)

汚水排水





図面番号 堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業
16 インフラ平面図 (電気・通信) S=1:600



西高倉台 22N7
上部の張り出しが事業用地に掛かっている。

事業用地

道路

6 府有財產売買契約書（案）

府有財産売買契約書（案）

売出人 大阪府（以下「甲」という。）と買受人 ●●（以下「乙」という。）は、令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、前文の末尾に次の一文を追加する。

「なお、乙の各々は本件にかかる債務を連帯して負う。」

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾「物件の表示」記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金***, ***, ***円とする。

（支払方法）

第4条 乙は、前条に定める売買代金を高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業に関する基本協定及びこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記及び第18条に定める買戻特約の登記を嘱託するものとする。

3 乙は前項の登記に必要な書類等を予め甲に提出するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したことをもって現状有姿のまま売買物件を乙に引渡ししたものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が

消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（土地利用条件）

第8条 乙は、売買物件を「戸建て住宅」など、[末尾添付]土地利用条件（1）に定める用途等（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 乙は、「[末尾添付]土地利用条件」を遵守しなければならない。

3 乙は、事業の着手に先立ち、前項に定める土地利用条件に適合していると甲の確認を受けた土地利用計画について、計画を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約締結の日から、5年以内に売買物件を指定用途に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

5 乙は、売買物件を前項に基づき指定用途に供した日から10年間引き続き指定用途に供しなければならない。

（公害等の防止）

第9条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照障害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

（上下水道等）

第10条 乙は、上・下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

（地元協議等）

第11条 乙は、工事等に先立ち、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

（権利義務の設定等）

第12条 乙は、売買物件について、第8条第1項に定める利用のため、自己の居住の用に供する者に譲渡する場合を除き、地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、指定用途の実現に支障をきたすなど、やむを得ない事由が生じた場合で、乙が理由を付した書面をもって甲と協議し、甲の承諾を得たときはこの限りでない。なお、乙が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築確認及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発許可（以下「開発許可」という。）を受けた後に販売活動を行うことを甲は妨げない。

2 前項の規定に関わらず、共有者である乙の間においては、共有物の分割、所有権の移転等または合併を行うことができる。

3 乙は、この契約締結の日から売買物件を指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、

第三者によって売買物件に抵当権又は根抵当権以外の担保権を設定させようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

- 4 乙が戸建て住宅建設の場合にあって、建築物の建築を行わずに分譲する場合にあって、第三者に権利を継承する場合は、乙は、第8条に定める内容を、その者に履行させなければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第13条 乙は、売買物件をこの契約締結の日から売買物件を指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

(実地調査及び報告義務)

第14条 甲は、乙が売買物件を指定用途に供するまでの間、売買物件について随時その使用状況を実地に調査できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

- 2 甲は、乙が売買物件を指定用途に供するまでの間、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

- 3 乙は、売買物件を指定用途に供するまでの間、売買物件に関して次のいずれかに該当するときは、その都度、甲にその状況を速やかに報告しなければならない。また、乙が自ら開発行為や建築物の建築を行わない場合も、乙は、次の各号について甲にその状況を報告するものとする。また、状況を報告する際は、乙は、証書等の写しを甲に提出しなければならない。

(1) 開発許可を受けたとき

(2) 都市計画法第36条第2項に規定する検査済証(以下「開発検査済証」という。)の交付を受けたとき

(3) 戸建て住宅建設の場合にあって、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証(以下「建築確認済証」という。)の交付を受けたとき

(4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けたとき

(5) 土地利用に係る届出書に記載されている提出書類等の交付等を受けたとき

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

(2) 第12条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

(3) 第13条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

(4) 第16条第1項第1号から第3号、第7号及び第2項各号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が売買物件を指定用途に供するまでの間に次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、催告の上この契約を解除することができる。ただし、第6号においては、乙が売買物件を指定用途に供すべき期間が満了するまでの間とする。

(1) 実施要領で定める参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき

(2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）等があったとき

(3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき

(4) 第8条（土地利用条件）第1項から第4項のいずれかの定めに違反したとき

(5) 第12条（権利義務の設定等）の定めに違反したとき

(6) 第13条（公序良俗に反する使用等の禁止）の定めに違反したとき

(7) 前各号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に事実的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(買戻しの特約)

第17条 甲は、前条各号のいずれかに該当するときは、売買物件を買戻すことができる。

2 前項の期間は、この契約締結の日から10年間とする。

(買戻しの登記)

第18条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。

(買戻しの登記の抹消)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合で、第17条に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合は、次項に定める書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき
- (2) 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき
- (3) 戸建て住宅建設の場合にあつて開発検査済証の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき
- (4) 戸建て住宅建設の場合にあつて建築確認済証の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき
- (5) 開発許可にかからない場合にあつて土地のみを分譲するとき

2 前項の書面は次の各号のとおりとする

- (1) 前項第1号に該当する場合 都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (2) 前項第2号に該当する場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (3) 前項第3号に該当する場合 開発検査済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (4) 前項第4号に該当する場合 建築確認済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (5) 前項第5号に該当する場合 分譲にかかる土地売買契約書、分筆後の各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (6) 公図（法務局の証明原本）
- (7) 現場状況写真
- (8) 前各号に加え、第8条の土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

3 乙が第1項の買戻し特約の解除の承認を受けた場合は、甲は第17条第2項に定める買戻しの期間満了前であっても買戻し特約を抹消するものとする。ただし、第1項第1号若しくは同第2号に該当する場合にあつては、帰属若しくは寄付等をする土地についてのみ買戻し特約を抹消するものとする。

(返還金等)

第20条 甲は、甲が第16条の定めによりこの契約を解除したとき（以下「契約を解除したとき」という。）は、乙が第21条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約に要した費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第21条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
 - (2) 売買物件を甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。
なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
 - (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第6条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が引渡し時の原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。
- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第22条 乙は、甲が契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第6条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第15条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に生じた損害の責任)

第24条 甲が第16条に基づきこの契約を解除したとき及び第17条第1項に基づき売買物件を買戻したとき、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

(返還金の相殺)

第25条 甲は、第20条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項に定める違約金

- (2) 第21条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第21条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第22条に定める使用料相当損害金
- (5) 第23条に定める損害賠償金

2 前項の規定は、第17条第1項の規定により、売買物件を買戻す場合に準用する。

(費用の負担)

第26条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 売買物件の所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に要する費用

(収益の帰属、負担金の分担)

第27条 売買物件から生ずる収益の帰属及び各種負担金等の負担については、引渡日の前日までの分を甲が、引渡日以降の分を乙が、それぞれ分担する。

(法令等の規制の遵守)

第28条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(賦課金)

第29条 土地区画整理法第40条に規定する賦課金の納付の義務は、甲に帰属するものとする。

(組合員及び土地区画整理事業への同意)

第30条 土地区画整理法第49条に規定する決算報告の承認日より以前に、売買物件の所有権移転登記の手続きが完了した場合、所有権移転登記手続きの完了をもって、同法第26条の規定に基づき、乙が組合員となるものとする。同時に同法第3条及び第8条の規定に基づく同意を承継したものとする。

2 土地区画整理法第49条に規定する決算報告の承認日より以前に、売買物件の所有権移転登記の手続きが完了した場合、堺市高倉台近隣センター土地区画整理組合（以下「組合」という。）が定める方法により、遅滞なくその旨を組合に届け出るものとする。なお、第16条による契約の解除を行った場合も同様とする。

(裁判管轄)

第31条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第32条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府
代 表 者 大阪府知事 ○○ ○○ 印

乙 所 在 地
名 称 印

所 在 地
名 称 印

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、次の共有持分割合の表を追記する

乙の共有持分割合

買 受 人 名 称	持 分 割 合

物 件 の 表 示 (物件番号1)

所 在	地 番	地 目	公 簿 面 積 (㎡)	実 測 面 積 (㎡)
高倉台センター住宅 用地	堺市南区高倉台三 丁 2-63	宅地	1540.19 ㎡	1540.19 ㎡
	堺市南区高倉台三 丁 2-64	宅地	1603.49 ㎡	1603.49 ㎡

[末尾添付]

事業用地の開発にあたっては、国の脱炭素先行地域として採択された「堺エネルギー地産地消プロジェクト」に基づく脱炭素の取組を推進するエリアであることや高倉台近隣センター土地区画整理事業区域内であることに配慮するとともに、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全なども考慮し、下記の土地利用条件を遵守しなければなりません。

(1) 用途等

建築物の用途は、戸建て住宅とし、以下の条件をすべて満たすこと。

ア すべて分譲住宅とすること。

イ 一住戸当たりの敷地面積は、**110㎡**以上とすること。

ウ 『ZEH』要件を満たした上で、更に高い性能の住宅とすること。(ア)～(キ)の要件をすべて満たすこと。)

(ア) ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。

(イ) 省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。

(ウ) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から**25%**以上削減されていること。

(エ) 住宅の外皮性能は、次の**a**を満たすこと。

a U_A 値(外皮平均熱貫流率)が**0.50**以下であること。

(オ) 次の**a**、**b**のうち、一つ以上を選択し導入すること。

a HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

b 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備(以下「V2H充放電設備」という。)を導入すること。

(ただし、電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車の保管場所を、住宅の敷地内に設けること。)

(カ) 次の**a**、**b**のうち、一つ以上を選択し導入すること。

a 蓄電池(蓄電容量**4.0kWh**以上)

b V2H充放電設備

(キ) 太陽光発電設備(容量**3.0kW**以上)を導入すること。

(2) 工事に関する事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与

えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ 事業用地に近接する小学校、幼稚園等には、工事にあたって、事前に説明を行うこと。また、工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行うこと。工事車両が集中しないよう配慮すること。

(3) その他

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに堺市開発行為等の手続に関する条例及び堺市宅地開発等に関する指導基準ほか、大阪府・堺市の各種条例・指針等を遵守すること。

ウ 上水道に関しては、堺市水道事業給水条例および給水装置工事施行指針に基づき手続きを行うこと。

エ 必要な周辺道路条件の確認は事業者でよく調査をした上で、実現可能なプランを作成すること。

オ 落札者の土地利用計画図、及び土地利用に係る届出書の提出にあつては、事前に関係者と協議したうえで作成したものとすること。

カ 事業用地は、堺市が推進する脱炭素先行地域の取組である「堺エネルギー地産地消プロジェクト」においてゼロエネルギータウン（Z E T）の対象地として位置づけられている。本事業の実施にあたり、関係者がその趣旨を十分に理解し、脱炭素化の先導的な取組を伴う住宅供給を着実にを行うため、落札者は、別紙に示す基本協定書を本府及び堺市との三者により締結すること。

なお、基本協定書において、大阪府域及び堺市域でのZ E H普及促進の効果的な啓発に向け、落札者に対して、省エネルギー効果の検証や、事業用地に整備する戸建て住宅の入居者に対しアンケートを実施することを求める。

キ 落札者は、事業用地全体のイメージ図（事業用地全体を見渡せるもの）を提出すること。当該イメージ図については、大阪府内におけるZ E Hの普及促進に向け、本府ホームページ等への掲載を予定している。

ク 落札者は、建設する戸建て住宅の入居者に対し、自治会加入推進の取組みを行うこと。

ケ 事業用地東側堺市公園敷地から事業用地の中を通過して、事業用地西側道路に抜ける歩行者動線を確保すること。公園敷地内における整備や事業用地西側道路への接続、必要な幅員や構造、位置等については、堺市泉北ニューデザイン推進室及び関係各課と協議すること。

7 基本協定書（案）

高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業に関する基本協定書（案）

大阪府（以下「甲」という。）、堺市（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業（以下「本事業」という。）において、脱炭素化の取組に関し、次のとおり基本協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定書は、「令和7年度 府営住宅用地活用事業 一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載された内容及び条件以外に、本事業の発展的かつ円滑な実施に向け、甲、乙及び丙の取組等について必要な事項を定める。
- 2 甲、乙及び丙は、それぞれが果たす取組等の遂行に最大限の努力を払うものとする。

（関係法令等の遵守等）

- 第2条 丙は、本協定書に定める事項の遂行にあたり、実施要領並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令、大阪府及び堺市の条例・規則・指導要綱等に記載されている事項を遵守しなければならない。
- 2 丙は、本協定書に定める事項の遂行にあたり、近隣住民への周知及び説明対応等について誠意をもって行い、紛争等が生じた場合は、自らの責任と負担において対応し解決するものとする。

（本事業における取組）

- 第3条 丙は、本協定書に定める事項の遂行にあたり、高倉台センター住宅活用地（以下「本事業用地」という。）が国の脱炭素先行地域にあることを踏まえ、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組の趣旨を十分に理解し、必要に応じて甲及び乙の意見も聞きながら、事業を進めること。
- 2 丙は、本事業用地での戸建て住宅の整備において、設置する太陽光発電設備の容量が可能な限り大きくなるよう導入検討を行うものとする。
- 3 丙は、本事業用地での戸建て住宅の整備において、設置する蓄電池の容量が可能な限り大きくなるよう導入検討を行うものとする。
- 4 丙は、本事業用地での街路灯等においても可能な限り省エネ・蓄エネや太陽光発電の設置、発電した電気のエリア内での供給について検討し、街全体において先進的なZEHが実現できるよう努めることとする。

（ZEH普及啓発）

- 第4条 丙は、本事業を通し、ZEH普及促進に向け、甲及び乙が実施するZEH普及啓発の取組に積極的に協力する。ZEH普及啓発の取組内容については、甲、乙及び丙での協議による。
- 2 丙は、本事業用地における戸建て住宅の建設に先行してモデルハウスを整備するなど、希望者が高性能ZEHを体験できる体制を整える。

（効果検証）

- 第5条 丙は、本事業用地に整備される戸建て住宅の居住が始まってから、原則として2030年度末まで、ZEHの達成状況並びに省エネルギー効果（各住戸のエネルギー消費量削減量、エネルギー創出量等）及びCO₂削減効果について、計測・検証を実施し、甲及び

乙に報告する。省エネルギー効果及びCO₂削減効果の算出方法については、甲、乙及び丙での協議による。

- 2 丙は、甲及び乙が実施予定の住宅購入者へのアンケート実施について、積極的に協力する。
- 3 丙は、住宅購入者に対し、第1項の効果検証及び省エネに対する積極的な取組の協力の要請を行うとともに、理解、協力が得られるよう事前の十分な説明に努める。また、第2項のアンケート実施についても、住宅購入者に協力要請と事前の十分な説明に努めること。
- 4 甲及び乙は、第1項で得られた効果検証報告を広く活用し、ZEHの普及啓発を実施する。
- 5 丙は、戸建て住宅を本事業用地に整備する際に「堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金」を活用する場合、補助金交付要綱等に基づき、整備住宅のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、甲及び乙への必要な情報提供に協力する。

(本協定書の有効期間等)

第6条 本協定書の有効期間は、本協定の締結日から**2031**年度末までとする。なお、本協定書の締結は本事業用地の土地売買契約締結と同時に行うこととし、当該契約が解除された場合は、契約の解除日をもって、本協定の定めはすべて失効するものとする。

(本協定書の変更)

第7条 甲、乙及び丙は、必要がある場合は、相当の期間をもって事前に相手方に変更内容を申し出て、甲、乙及び丙協議の上、本協定書を変更できるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 丙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、本協定書により生じる権利義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

(第三者への義務の承継)

第9条 丙が戸建て住宅を整備する区域において、建築物の建築を行わずに宅地を分譲する場合は、丙は、第3条第1項から第3項について、当該地の購入者に履行させなければならない。

(取組状況の公表)

第10条 甲は、丙が本協定書に記載の事項を遵守しない場合又は記載の事項に真摯に取り組まない場合は、その旨を公表することができる。

(秘密保持)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定書に定める事項を遂行するにあたり知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 公知の情報である場合

(2) 甲、乙又は丙が守秘義務の対象としない情報であることを承諾した場合

(3) 裁判所により開示が命じられた場合

- 2 前項の規定は、本協定書が満了又は解除された後も引き続き効力を有する。

(疑義の決定)

第12条 本協定書に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定書に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議のうえ、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本協定に関して甲、乙及び丙間に紛争が生じた場合は、三者とも誠実に紛争解決に努力するものとする。

2 本協定書に関する専属管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府

印

乙 堺市

印

丙 所在地

名称

印

8 提出書類の様式・記入例

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）
 （高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）に関する質疑書

令和 年 月 日

質疑者名称 (法人名及び代表者名)	
住所	
担当部署及び 担当者	担当部署： 担 当 者：
連絡先	T E L： E - mail：

このたび、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）において、下記事項について質問がありますので提出いたします。

記

頁	項目	内容

《記入例》（法人の場合）

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）
（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）に関する質疑書

令和 年 月 日

質疑者名称 （法人名及び代表者名）	株式会社〇〇不動産 代表取締役 施保 一郎
住所	大阪市中央区〇〇町1-2-4
担当部署及び 担当者	担当部署：〇〇部 〇〇課 担当者：施保 二郎
連絡先	T E L：（〇〇）〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail：〇〇.co.jp

このたび、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）において、下記事項について質問がありますので提出いたします。

記

頁	項目	内容
4	3(2)ウ	~~~~
7	4-1(1)ア(オ)	~~~~

府使 用欄	受付
----------	----

府使 用欄	番号
----------	----

令和 年 月 日

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）
（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）
入 札 参 加 書

下記の府有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

電話番号 （ ） ー

【共同入札の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同入札者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

共同入札者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

記

物件 番号	所 在 地	入 札 日 時
1	堺市南区高倉台三丁2-63、2-64	令和8年5月19日（火） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り

○共同入札の場合、申込者の欄に共同入札者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同入札者の欄に代表事業者を除く他の共同入札者をそれぞれ記入してください。

《記入例》（法人の場合）

府使 用欄	受付
----------	----

府使 用欄	番号
----------	----

令和 ○年 ○月 ○日

申込日

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）
 （高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）
入 札 参 加 書

下記の府有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒000-0000）
 大阪府中央区〇〇町1-2-4

名 称 株式会社〇〇不動産
 （法人名及び代表者名） 代表取締役 施 保 一 郎

電話番号 （〇〇）〇〇〇〇-〇〇〇〇

【共同入札の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同入札者 住 所（〒 — ）

名 称
 （法人名及び代表者名）

共同入札者 住 所（〒 — ）

名 称
 （法人名及び代表者名）

記

物件 番号	所 在 地	入 札 日 時
1	堺市南区高倉台三丁2-63、2-64	令和8年5月19日（火） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り

○共同入札の場合、申込者の欄に共同入札者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同入札者の欄に代表事業者を除く他の共同入札者をそれぞれ記入してください。

令和 年 月 日

整理番号

No.

入札保証金届出書

大阪府知事様

入札者
住所

名称
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

下記の金額を、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能 ZEH 供給事業）に係る事業用地（物件番号1）売払一般競争入札の入札保証金として納付しました。

記

入札保証金	¥
-------	---

（納付した入札保証金の金額を記入してください。）

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当（してください・しないでください）。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 <small>※ゆうちょ銀行は不可</small>	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	（フリガナ）	

「納付書・領収証書」の写しを裏面に貼付してください。

《記入例》

令和 ○年 ○月 ○日

入札日

整理番号

No.

入札保証金届出書

大阪府知事様

入札者
住所 大阪市中央区○○町1-2-4

名称 株式会社○○不動産
〔法人名〕 代表取締役 施保 一郎
〔代表者名〕

金融機関で振り込んだ
入札保証金の額を記入

下記の金額を、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（高倉台センター住宅活用地 高性能 ZEH 供給事業）に係る事業用地（物件番号 〇〇）に充てられた入札保証金として納付しました。

記

入札保証金を売買代金
に充当するか選択

入札保証金	¥2,470,000-
-------	-------------

(納付した入札保証金の金額を記入してください。)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当（してください・しないでください）。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 <small>※ゆうちょ銀行は不可</small>	○ ○ 銀行（金庫） △ △ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口座番号	000000
口座名義人 氏名	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 ○○不動産

還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。

「納付書・領収証書」の写しを裏面に貼付してください。

入札書

大阪府知事様

入札者

住所
(所在地)

氏名
(法人名)
(代表者名)

物件番号	物件の所在地
1	堺市南区高倉台三丁2-63、2-64

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能ZEH供給事業）実施要領に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 3 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおしてください。
- 4 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

《記入例》

入 札 書

大 阪 府 知 事 様

入 札 者

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-4
(所在地)

氏 名 株式会社〇〇不動産
(法人名) 代表取締役 施 保 一 郎
(代表者名)

物件番号	物件の所在地
1	堺市南区高倉台三丁2-63、2-64

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱
				¥	1	2	3	4	5	6	7	8

令和7年度 府営住宅用地活用事業 入札(第3回)(高倉台センター
住宅活用地 高性能ZEH供給事業) 入札
記のとおり入札します。

- ・「¥マーク」を記入すること
- ・金額欄の訂正、桁間違いなどは無効になります。
ご注意ください。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 3 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおして下さい。
- 4 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

委任状

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地高性能ZEH供給事業）に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

事業用地売払一般競争入札に関する一切の権限

- ・入札に関する書類等（入札保証金を含む）の提出及び受領
- ・くじ引き

2 代理人

住所

氏名

入札者

住所

氏名

印
(印鑑登録印)

(注) 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者の社員証（写真付）がない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

《記入例》

令和 ○年 ○月 ○日

記入した日付を記入してください。

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用
高性能ZEH供給事業）に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

事業用地売払一般競争入札に関する一切の権限

- ・入札に関する書類等（入札保証金を含む）の提出及び受領
- ・くじ引き

2 代理人

住所 大阪市北区○○町1-2

氏名 天満 花子

入札者

住所 大阪市中央区○○町1-2-4

氏名 株式会社○○不動産
代表取締役 施保 一郎 印

(印鑑登録印)

印鑑登録印を忘れずに！

(注) 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者の社員証（写真付）がない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申込者

住 所

(所在地)

フリガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共同入札者

住 所

(所在地)

フリガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

《記入例》

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

該当する方を ○ で 囲む

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

記入した日付を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

申込者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

法人の場合は法人名と代表者名のフリガナを記入してください。

大阪市中央区○○○-2-4

マルマルフドウサン
株式会社○○不動産
代表取締役 施保 一郎
昭和60年4月1日

共同入札者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

入札参加書に記載の共同入札者全員の氏名等を記入してください。

代表者の生年月日を記入してください。

入札辞退届

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
[法人名
代表者名]

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地 高性能 ZEH 供給事業）物件番号1に参加するため、令和 年 月 日に入札参加書を提出しましたが、入札を辞退いたします。

(添付書類) 交付済 (申込み受付の処理がなされたもの) の入札参加書

令和 年 月 日

記入した日付を記入してください。

入札辞退届

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

大阪府中央区〇〇町1-2-4

入札参加書に記載した住所・氏名
(法人の場合は法人所在地・法人
名・代表者名)を記入してください。

氏 名
[法人名]
[代表者名]

株式会社〇〇不動産
代表取締役 施保 一郎

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第3回)(高倉台センター住宅活用地
高性能 ZEH 供給事業) 物件番号1に参加するため、令和〇年〇月〇日に入札参加書を提出しま
したが、入札を辞退いたします。

入札参加書を提出した日付を記入してください。

(添付書類) 交付済(申込み受付の処理がなされたもの)の入札参加書

令和 年 月 日

入札辞退届 兼 入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
[法人名
代表者名]

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅活用地高性能 ZEH 供給事業）物件番号1に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金（大阪府分）として、
金 円を納付しましたが、入札を辞退するとともに、上記入札保証金の還付を依頼します。

上記入札保証金の入金を確認後、下記の預金口座に返金をお願いいたします。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

- (添付書類) 1 納付書・領収証書（金融機関の領収印のあるもの）の写し
2 交付済（申込み受付の処理がなされたもの）の入札参加書

令和 年 月 日

記入した日付を記入してください。

入札辞退届 兼 入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地) 大阪府中央区〇〇町1-2-4

入札参加書に記載した住所・氏名
(法人の場合は法人所在地・法人
名・代表者名)を記入してください。

氏 名
[法人名] 株式会社〇〇不動産
[代表者名] 代表取締役 施保 一郎

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第3回)(高倉台センター住宅活用地
高性能 ZEH 供給事業) 物件番号1に参加するため、令和〇年〇月〇日に入札保証金(大阪府
分)として、
金2,470,000円を納付しましたが、入札を辞退するとともに、上記入札保証金の還付を
依頼します。

上記入札保証金の入金を確認後、上記口座に返金をお願いします。

入札保証金を納付した日付及び納付
した金額を記入してください。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	○ ○ 銀行(金庫) △ △ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他()
口座番号	000000
口座名義人 氏 名	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

還付口座は、入札参加書
の申込者と同一名義の口
座とします。

- (添付書類) 1 納付書・領収証書(金融機関の領収印のあるもの)の写し
2 交付済(申込み受付の処理がなされたもの)の入札参加書

土地利用に係る届出書

令和7年度 府営住宅活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅 高性能ZEH供給事業）実施要領の土地利用条件について、下記のとおり履行し、必要書類（提出書類）を提出時期までに提出します。

大阪府知事様

落札者 住所（〒 - ）

名称
（氏名又は法人名及び代表者名）

電話番号（ ） -

記

チェック	土地利用条件	提出書類	提出書類 (例)	提出時期	提出期限
■戸建て住宅の各戸仕様について					
	『ZEH』であることを示す証書を取得します。		<ul style="list-style-type: none"> 最終仕様のBELS申請に係るBELS評価書の写し 		建物完成後速やかに
	設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減します。				建物完成後速やかに
	U _A 値（外皮平均熱貫流率）は0.5以下とします。				建物完成後速やかに
	土地利用条件に定めるHEMS、電気自動車等充電設備、V2H充放電設備のうち、いずれかを設置します。		<ul style="list-style-type: none"> 保証書又は出荷証明書の写し 機器の型番（型式その他）がわかる書類及び設置 		建物完成後速やかに
	蓄電池（蓄電容量4.0kWh以上）また				建物完成後速やかに

	はV2H充放電設備を設置します。		がわかるカラー写真		
	太陽光発電設備（容量3.0kW以上）を設置します。		<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社との系統連系が確認できる書類（発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供給する部分に供給する場合は、そのことがわかるもの） ・パワーコンディショナの型番（型式その他）がわかる書類 ・太陽電池モジュールの設置枚数がわかる書類 ・太陽光パネルの設置がわかるカラー写真 		建物完成後速やかに

《記入例》

土地利用に係る届出書

令和7年度 府営住宅活用事業一般競争入札（第3回）（高倉台センター住宅 高性能ZEH供給事業）実施要領の土地利用条件について、下記のとおり履行し、必要書類（提出書類）を提出時期までに提出します。

大阪府知事様

落札者 住所（〒 ー ）

名称
（氏名又は法人名及び代表者名）

電話番号（ ）

各項目を実施する意思を「✓」
することで示してください。

土地利用条件の履行が確認
できる提出書類を提出書類
（例）を参考に記載してく
ださい。

提出書類の提出時期を提出
期限までに提出してくだ
さい。

チェック	土地利用条件	提出書類	提出書類 （例）	提出時期	提出期限
■戸建て住宅の各戸仕様について					
	『ZEH』であること を示す証書を取得し ます。		・最終仕様の BELS 申請 に係る BELS 評価 書の写し		建物完成後 速やかに
✓	設計一次エネルギー 消費量は、再生可能 エネルギー等を除 き、基準一次エネル ギー消費量から 25% 以上削減します。				建物完成後 速やかに
	U _A 値（外皮平均熱貫 流率）は 0.5 以下と します。				建物完成後 速やかに
	土地利用条件に定め る HEMS、電気自動 車等充電設備、V2H 充放電設備のうち、 いずれかを設置しま す。		・保証書又は 出荷証明書の 写し ・機器の型番 （型式その 他）がわかる		建物完成後 速やかに

	蓄電池（蓄電容量 4.0kWh 以上）また はV2H充放電設備を 設置します。		書類及び設置 がわかるカラ ー写真		建物完成後 速やかに
	太陽光発電設備（容 量 3.0kW 以上）を設 置します。		<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社と の系統連系が 確認できる書 類（発電した 電力の全量を 戸建て住宅の 住居の用に供 する部分に供 給する場合 は、そのこと がわかるもの） ・パワーコン ディショナの 型番（型式そ の他）がわか る書類 ・太陽電池モ ジュールの設 置枚数がわか る書類 ・太陽光パネ ルの設置がわ かるカラー写 真 		建物完成後 速やかに

お 問 合 せ 先

【お問合せ先】

大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）26階
26階へは、第2バンク（1・2・6・18-28階）エレベータをご利用ください。
TEL（06）6941-0351（内線4346、3042）
FAX（06）6210-9750

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）へのアクセス】

地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ約600メートル
ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結（約100m）

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）周辺案内図】

